

# 札幌市自立支援協議会白石区地域部会 就労部会規程

(目的)

## 第1条

札幌市自立支援協議会白石区地域部会 就労部会（以下「就労部会」という。）は、札幌市自立支援協議会白石区地域部会（以下「白石区部会」という）規約に基づき設置され、障がい当事者、障がい福祉事業者、行政機関、その他白石区内の様々な事業者との連携のもとに、白石区で暮らしている障がいのある方々が様々な働き方により、自分らしい生活を送れるような「地域づくり」を行うことを目的とする。

(活動)

## 第2条

- 1 就労部会は、前条の目的を達するため、次の活動を行う。
  - (1) 障がい福祉就労関係事業者や関係機関の連携体制構築に関する活動
  - (2) 障がい福祉就労関係事業者の資質向上を目指した活動
  - (3) 障がい福祉に係る普及啓発、地域の理解促進に関する活動
  - (4) 障がい当事者、就労関係事業者のエンパワメントに関する活動
  - (5) 障がい当事者や家族のニーズ把握と社会資源開発に関する活動
  - (6) 障がい福祉施策・事業者・機関の周知に関する活動
  - (7) 白石区の就労に関する課題を解決するための活動
  - (8) その他、目的達成に必要な活動
- 2 就労部会は、前条の目的を達するため、障がい福祉以外の機関、事業所、地域住民も含めた柔軟なネットワーク構築に努める。
- 3 就労部会は、前条の目的を達するため、次の部会を開催する。
  - (1) 就労部会研修会  
就労部会研修会は、白石区部会の年度計画に基づき開催することとし、就労に関する研修等を企画し実施する。
  - (2) 就労部会世話人会  
就労部会世話人は、就労部会の運営に必要な協議を行い、その内容を運営部会へ報告する。また、就労に関する研修等の企画・運営を行う。  
世話人会、会議については月1回の開催を目安とするが、必要に応じ世話人と協議し決定する。

(世話人)

## 第3条

- 1 就労部会世話人は、次に掲げるもののうち、白石区部会及び白石区部会就労部会の目的に賛同するもので構成される。
  - (1) 白石区内に拠点のある障がい福祉サービス事業者  
(旧法施設、地域活動支援センター、共同作業所を含む)
  - (2) 白石区内に拠点があり、障がい福祉に関連する福祉施設または事業者
  - (3) 白石区を担当地域とする相談支援事業者
  - (4) 白石区内に居住する障がい当事者または白石区内で活動する障がい者団体
  - (5) 白石区保健福祉部保健福祉課
  - (6) 白石区社会福祉協議会
  - (7) 白石区地域包括支援センター
  - (8) 白石区内に拠点のある障がい児等福祉サービス事業者
  - (9) 白石区内に拠点のある児童福祉に関連する施設または事業者
  - (10) その他、白石区部会運営部会及び就労部会世話人会が適当と認めるもの
- 2 障がい児者や家族を含む関係者等を臨時で参加させることができる。
- 3 世話人の中から、就労部会長を選任することとし任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

(庶務)

第4条

- 1 世話人会の議事進行については、就労部会長が行うこととする。但し、世話人会参加者の中から選任することもできる。
- 2 就労部会の庶務は、白石区保健福祉課が行うこととする。

(報告)

第5条

就労部会世話人会における議事・活動内容については、定期的に運営部会へ報告するものとする。但し、活動内容については定例会へも報告する。

(委任事項)

第6条

この規程に定めるもののほか、就労部会の運営に関して必要な事項は、白石区地域部会運営部会で協議のうえ定めるものとする。

附 則

この規程は、平成30年6月18日から施行する。